

静岡地方労働審議会

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程(案)

第 1 条 静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び静岡地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、静岡地方労働審議会議長（以下「会長」という。）の指名した各 3 人とする。

第 3 条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

第 4 条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。